

所定疾患施設療養費算定状況

2012年（平成24年）4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、算定要件を満たした場合に評価されることとなりました。

算定要件

- 1.対象となる入所者の状態は次の通りです。
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
 - ・蜂窩織炎
- ※治療管理として投薬、検査、注射、処置等行なわれた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、実施した内容を診療録に記載し、月1回に限り算定する。
- 2.請求に際しては、診断、行なった検査、治療内容を記載すること。
- 3.当該加算算定開始後、治療の実施状況について公表すること。

令和7年度 所定疾患施設療養費算定状況

疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	人数	5	2	6	4	8	1	2	6	2	4	4	5	49
	日数	31	6	33	28	43	7	14	36	11	21	26	29	285
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
慢性心不全の増悪	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人数	5	2	6	4	8	1	2	6	2	4	4	5	49
	日数	31	6	33	28	43	7	14	36	11	21	26	29	285

令和8年度 所定疾患施設療養費算定状況

[illegible]